

争訟事件の発生について

損害賠償を求める争訟事件について、控訴があったので報告する。

1 事件名

損害賠償請求事件

2 控訴状到達日等

令和4年3月25日（提訴日：令和4年1月5日）

3 当事者

- (1) 控訴人（原審原告） [REDACTED]（事件当時は区立 [REDACTED]）
- (2) 被控訴人 世田谷区ほか事件当時の [REDACTED] Aの保護者（被告B、C）

4 原判決主文の表示

- (1) 原告の請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

5 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して金300万円及びこれに対する訴状送達の日翌日から、支払済みまで年5分の割合による金員を支払うこと。
- (3) 訴訟費用は、1審2審を通じて、被控訴人らの負担とするとの判決を求める。

6 控訴人の主張

控訴人（原審原告）は、平成30年の世田谷区立 [REDACTED] 在籍時に受けたいじめ行為に対して、学校側が適切な対処、指導を怠ったことにより精神的苦痛を受け、病院で受診せざるを得なくなったとともに不登校になったことで学習する権利ないし教育を受ける権利を侵害されたとして提訴した、平成31年（ワ）第10797号損害賠償請求事件の判決の全てに不服があるため、控訴を提起する。

7 今後の対応

本件に係る訴訟事務については、特別区人事・厚生事務組合法務部に依頼するものとする。